

令和2年7月
第33回介護福祉士国家試験における重要な変更点①

第33回介護福祉士国家試験における
「実務者研修」の修了見込み対象期間の変更について
(EPA介護福祉士候補者以外の方)

第33回介護福祉士国家試験において、「実務経験3年以上」と「実務者研修」で受験申し込みをする場合、「実務者研修」が令和3年3月31日までに修了する予定の方が対象となります。

受験申し込み時に「実務者研修」を修了していない場合、令和3年3月31日までに修了する見込みの「実務者研修修了見込証明書」を提出してください。

※ 「実務経験3年以上」で「介護職員基礎研修」と「喀痰吸引等研修」の両方を修了している（修了見込みを含む）場合、「実務者研修」を修了した方と同様に受験資格となります。この場合、「喀痰吸引等研修」が令和3年3月31日までに修了する予定の方が対象となります。

※ EPA介護福祉士候補者で、実技試験の免除のために「実務者研修」を受講する場合は、令和2年12月31日までに修了する方が対象となります。

詳細については、第33回介護福祉士国家試験『受験の手引』の該当ページをご確認ください。

実務者研修修了証明書 または 実務者研修修了見込証明書

※ これは「区分2」の受験者用の説明です。「区分7」(EPA候補者)で、実技試験の免除のために実務者研修を受講する場合は、期限等が異なるため、必ず9ページをご確認ください。

(1) 受験申し込み時の提出書類・AまたはBのいずれか1枚 (すべて原本(コピー不可)を提出)

今回同封する書類	<p>A 実務者研修修了証明書</p> <p>・ この「実務者研修修了証明書」は、受講者が保管するものではなく、試験センターへ提出するためのものです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>社会福祉職員・試験センター提出用</p> <p>実務者研修修了証明書</p> <p>フリガナ: 氏名: 生年月日(西暦):</p> <p>上記の者は、当該国が厚生労働大臣の指図を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく実務者研修を令和 年 月 日に修了したことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日 所在地 事務所 代表者氏名</p> <p>実務者研修コード <input type="text"/></p> </div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">コピー不可。原本を提出</p>	または	<p>B 実務者研修修了見込証明書</p> <p>・ 令和3年3月31日までに研修を修了する予定の方が対象です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>社会福祉職員・試験センター提出用</p> <p>実務者研修修了見込証明書</p> <p>フリガナ: 氏名: 生年月日(西暦):</p> <p>上記の者は、当該国が厚生労働大臣の指図を受けて行う社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)に基づく実務者研修を令和 年 月 日に修了する見込みであることを証明します。</p> <p>令和 年 月 日 所在地 事務所 代表者氏名</p> <p>実務者研修コード <input type="text"/></p> </div> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">コピー不可。原本を提出</p>
----------	--	-----	---

※ 「修了(見込)年月日」「証明日」「実務者研修コード」の記載があり、証明印が押されていることを確認してください。

今後提出する書類

☆ 受験申し込み後、修了した場合
「実務者研修修了証明書」を「簡易書留」で試験センターに提出してください。

【提出期限】
令和3年4月9日(金)消印有効
(提出方法は99・101ページ・裏表紙参照)
※ 期限までに提出しなかった場合は、試験が無効となります。

★ 受験申し込み後、修了しなかった場合
試験が無効となります。
提出する書類はありません。

(2) 実務者研修修了(見込)証明書の氏名と受験申込書の氏名の記載が異なる場合について
戸籍抄本(または戸籍の個人事項証明書)を同封してください。

(3) 実技試験の免除について
実務者研修を修了した方は、法令により実技試験は免除され、免除回数に制限はありません。
※ 福祉系高校卒業者(「区分5」、「区分6」)は実務者研修を受講しても実技試験は免除できません。

(4) 実務者研修のお問い合わせ先について
実務者研修の開催期間・費用等については、実務者研修実施先に直接お問い合わせください。
実務者研修の一覧は、都道府県庁、地方厚生(支)局ホームページ等で確認してください。
なお、試験センターのホームページからでも、都道府県庁等ホームページのご案内をしております。

試験センターホームページ
<http://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/jmk.html>

※ 「実務者研修」は「介護職員基礎研修」等とは異なるものです。

区分2

提出書類